

## 「テロの未然防止に関する行動計画」

(平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

### 「第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」の骨子

#### 1 テロリストを入国させないための対策の強化

入国審査時等における外国人の指紋採取等  
テロリストに対する入国規制  
航空機等の長による乗員乗客名簿の事前提出の義務化  
ICPOの紛失・盗難旅券データベースの活用  
航空会社等による乗客の旅券確認の義務化  
東南アジア等への文書鑑識指導者の派遣等

#### 2 テロリストを自由に活動させないための対策の強化

旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等

#### 3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理強化  
爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化  
爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化

#### 4 テロ資金を封じるための対策の強化

FATF勧告の完全実施に向けた取組み

#### 5 重要施設等の安全を高めるための対策の強化

情勢緊迫時における重要施設等の警備強化  
空港及び原子力関連施設の制限区域への立入者の適格性チェック  
核物質防護対策の強化  
スカイ・マーシャル(警察官による航空機警乗)の導入

#### 6 テロリスト等に関する情報収集能力の強化等

関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等